

第154回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成22年10月27日 午後1時30分～2時50分
場 所	群馬県庁29階第1特別会議室

第154回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成22年10月27日(水) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、遠藤ひとみ、森田哲夫
菊川 滋(代理 稲野 茂)、宮本敏久(代理 久保正樹)、
真塩 卓、平田英勝、狩野浩志、萩原 渉、後藤 新
- 4 欠席委員 小山 洋、新井晟久
- 5 事務局幹事出席者
(都市計画課) 堺課長 高坂次長 今井次長
(建築住宅課) 佐藤次長
- 6 補助説明者 甘楽町振興課 松井 均
高崎市都市計画課 飯嶋広司
- 7 議案
第1号議案 太田都市計画区域区分の変更(新田下田中地区)について
第2号議案 甘楽都市計画公園(5・5・1号甘楽総合公園)の変更について
報告事項 産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準について
第3号議案 長野原都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第4号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第5号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第154回群馬県都市計画審議会 議事概要

1. 開会

(事務局)

大変お待たせ致しました。ただ今から第153回群馬県都市計画審議会を開会致します。

私は、群馬県都市計画課長の堺でございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告致します。

本日出席をお願い致しました委員の皆様は15名ですが、ただ今12名の方が出席頂いております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局から報告させていただきます。

(後藤委員、着席)

2. 委員異動報告

(事務局)

お手元の次第裏側をご覧ください。こちらに群審報第95号がございます。前回の審議会以後、1名の委員が異動されて、関東農政局の皆川様が退任されまして、宮本敏久様が就任されております。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

3. あいさつ

(丸山会長)

本日は、第154回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件が5件と報告事項1件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。原田委員さん、遠藤委員さんをお願いいたします。

(後藤委員着席)

4. 議事

(議長)

それではただ今から議事に入ります。

本日の議案は、5件とも単独上程といたします。

議案の説明は、幹事から致しますが、議案によっては関係者の方に補足説明をお願いする場合がございますので、御了承を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日の上程議案はいずれも、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断致します。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の事務局の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするという提案でございます。審議会を公開することについて、御意見はございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることと致します。事務局は傍聴者を入場させて下さい。

(傍聴者・報道関係者入場)

(議長)

それでは事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が5名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは傍聴の方は、先程事務局からお配りをいたしました傍聴要領をよく読んで遵守してください。なお、傍聴要領に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方は今から写真撮影を許可致しますので、御願います。

(報道関係者の写真撮影)

第1号議案「太田都市計画区域区分の変更（新田下田中地区）について」

(議長)

それでは、早速ですが、議案の審議を行います。第1号議案「太田都市計画区域の変更について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案の説明に入る前に、本日の資料についてご説明いたします。

これまでの審議会では、議案書と付議図面をお配りしていましたが、今回の審議会より、

各議案の中の専門用語等についての説明資料を参考資料を添付しております。ご確認ください。

それでは、第1号議案「太田都市計画区域区分の変更について」、説明します。

お手元の議案書1・2ページを御覧ください。

本議案は、都市計画法第7条に規定する区域区分を変更するもので、計画書に示す「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」を変更し、新たに新田下田中地区約24.4haを市街化区域に編入するものです。

議案添付図面の図-1又はスクリーンを御覧ください。

総括図として、今回市街化区域に編入する新田下田中地区の位置を示しています。

赤で囲ってあります。

次に、具体的な変更理由と新田下田中地区の概要を説明します。図-2又はスクリーンを御覧ください。なお、この図からは図面の右方向が北としておりますのでご了承下さい。

編入区域に隣接する既存の「新田西部工業団地」は、太田都市計画区域マスタープランで「産業拠点」と位置づけられ、『立地企業の事業拡大のための工業用地を拡張し、新たな市街地の形成を目指す』とされています。

当該区域については、太田市に対し、既存工業団地立地企業より工場拡張要望を受けた区域です。

市としても、工業団地拡大により産業の集積が図られ産業の振興に資する計画的な誘導となるものと考え、太田土地開発公社による工業団地整備事業を実施することとしております。

今回、太田市より、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域編入する都市計画変更の案の申し出がされたことから、都市計画区域マスタープランとも整合する計画的な市街化区域編入を行うものです。

図-3又はスクリーンを御覧ください。参考図として太田市が決定告示予定である用途地域を示しています。今後の土地利用計画を踏まえ、工業専用地域とする計画です。

図-4又はスクリーンを御覧ください。

ただいま説明しました第1号議案については、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案にかかるご意見、ご質問等何かございますか。

(原田委員)

今の拡大のところは工業専用地域になるわけですね。この北のところには住宅地がありますね。工専と住宅地が隣接するのはあまり好ましくないのですが、既にあるのですけれども、住宅地との境界の所はバッファ的なことは考えておられるのかどうか。

(事務局)

図面上で既存の団地の拡張ということもあるのですが、団地と工業団地の間には道路も入っていますので、一定の緩衝帯がとれているということもあって今回工業団地を開発するものです。

(原田委員)

そんな広い道路は無いように見えますけど。

(事務局)

工業団地を開発するとき、上の住宅団地と工業団地との間に緩衝帯として緑地を配置する予定です。

(原田委員)

はい、わかりました。

(議長)

他にはいかがでございますか。

(議長)

それでは御質問もないようであります。

本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第2号議案「甘楽都市計画公園（5・5・1号甘楽総合公園）の変更について」

(議長)

次に、第2号議案「甘楽都市計画公園（5・5・1号甘楽総合公園）の変更について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案「甘楽都市計画公園（5・5・1号甘楽総合公園）の変更について」を説明します。お手元の議案書3ページ4ページを御覧下さい。

本議案は、都市計画法第11条に規定する都市計画施設の中の『公園』を変更するもので、既存公園区域18.0haに、新たに0.3haを追加し、公園区域を拡大するものです。

添付図面の図－5又はスクリーンを御覧下さい。

総括図として当該公園を赤線で示しています。赤で着色した箇所が、今回の変更で区域を拡大するエリアになります。

次に具体的な変更理由と拡張地区の概要について説明します。添付図面の図－6又はスクリーンを御覧下さい。

本公園は、甘楽町の市街地の南側に位置する総合公園です。園内には、野球場、テニスコートなどの運動施設及び芝生広場などのほか、国指定名勝である「楽山園」の一部区域も含んでおり、住民のレクリエーションの場、自然とのふれあいの場だけでなく、歴史文化施設の一部として地域に親しまれています。

今回は、公園利用者への利便性の向上及び休息の場の創出、また、甘楽町の歴史・文化の理解を深めてもらうことを目的とした体験学習施設「ふるさと学習館」の整備を行うため、公園区域を拡張する変更を行うものです。

図－7又はスクリーンを御覧下さい。参考として平面図を示しています。

図－8又はスクリーンを御覧下さい。

ただいま説明しました第2号議案については、今回の都市計画公園の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それではただ今説明がありました第2号議案についての質問ないしは御意見を御覧致します。

(森田委員)

質問ですけれども、こういった案件は地元からも意見が出ることは無いと思うのですが、この施設は公園の奥の方ですね。ここにされた経緯ですとか、ここを選ばれた目的というのを教えていただければ。

(事務局)

甘楽町から説明者が来ておりますので、そちらから。

(甘楽町)

この場所を選んだ理由といたしまして、公園と隣接しておる町有地であるということと、道路を挟んだ楽山園と隣接しておることから選ばせてもらいました。私共としましては、約800㎡木造瓦葺き平屋建てのふるさと学習施設を造りたいと考えています。

(議長)

他にございますか。それでは本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

報告事項「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準について」

(議長)

次に、第3号議案に先立ち、報告事項「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準について」

事務局から説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課佐藤と申します。よろしく申し上げます。

はじめに、本基準の改正の経緯でございますが、昨年12月の本都市計画審議会において、「許可基準を整理するよう」との要請があったことから、今回の改正に至ったものでございます。

まず、本年3月の本誌議会について改正(案)を提示させていただき了承をいただきました。

また、「市街化調整区域内の立地基準」については4月に群馬県開発審査会にも説明を行い了承をいただきました。

パブリックコメントにつきましては、6月9日～7月8日までの1ヶ月間行いました。意見等はございませんでした。

本基準の策定日は10月1日となっております。施行は周知を考慮して来年4月1日としております。現在ホームページや各土木事務所で周知を行うと共に、各業界団体へ会員への周知について協力依頼をしたところであります。

それでは審査基準について説明をさせていただきます。

基本的に従来の基準等を変えているものではございません。第1というところ、位置の妥当性というところでございまして、1建設地の市町村の都市計画と整合したものであること、これが黒字で太く書いてありますが、従来はここまで公表している部分は少なかったということで、その後、市街化区域内、原則として準工業、工業、工業専用と、そういったことを都市計画と整合してその位置に原則として作ってくださいと明示しました。

(2)市街化調整区域につきましては、たとえば住居系に近いと100mだとか数字をうたわせてもらいまして、それを原則としてクリアしてくださいと基準を作ったものでございます。都市計画と整合したものであるということです。

次に2ページの2番、学校、病院、公園等の施設等との置関係が適切であること。概ね100m以上と基準を足してもらいました。3番ですが、その他当該施設の位置が適切であること。具体的に自然、環境、景観等と係法令を書かせていただいております。(2) 災害防止等のためにということで法令を書かせていただいております。(3) 48条の用途規制に合っていること。と書かせていただいております。第2、搬出入路の妥当性ということで、以前に書いてあったものに足したものが通学路との重複をできるだけしないようにと書いてあります。第3でございますが、施設計画の妥当性ということで敷地面積、駐車場規模及び建ぺい率が施設計画に対して適切であること、その場合、従業員等の車両の駐車場が整備されていることと書かせてもらっています。3ページ目、2番、必要に応じ、緩衝緑地、緑地帯などが設けられていること。従来とかわりません。3番、施設計画について、搬出が交通上支障ない。また、景観条例上についても書かせていただいております。第4、環境・公害対策の妥当性ということで、群馬県的生活環境を保全する条例、その他の各種基準ということで対象になるものと関係法令を明記させていただいております。2番で地域住民への周知等当該施設の環境対策が適切であること。ということで書かせていただいております。附則に書いてございますが、この基準は、来年の4月1日施行。2番では、この施行以前に事前協議の受付がなされたものについては、なお従前の例によるということで経過措置を設けさせていただきます。

報告については以上でございます。

(議長)

ただいまのご説明について、御質問、ご意見があれば頂戴したい。

(萩原委員)

用途地域はいま説明のあった、準工業、工業、工業専用以外はダメということですか。

(事務局)

原則として、建っている場所や状況に応じて考えさせていただくことはできます。ただ、原則としてはこれでいきたいと。

(萩原委員)

地域住民への周知と第4の二ですが、廃棄物処理施設の事前協議の手続きが終了していることとありますが、地域住民の合意形成とか同意とかは事前協議の手続きに含まれるということでしょうか。

(事務局)

(1)につきましては事前の同意を必要としているものですが、ものによって全てが事前の同意を要求しているものではないので、そこで(2)を用意させていただきまして、適切な配慮がなされているということで、やはり住民の方に上の(1)で漏れたものについても周知徹底は必要だろうということで、同意までを全部求めるものではないですが、説明をしていただくと、そういったことを考えています。

(萩原委員)

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定、これに色々なケースがあつて、何mで同意を得るとか、住民同意ですが、それが終了していなければ審議会にはあがつてこないということによいですか。

(事務局)

はい。(1)については、そういうことです。

(萩原委員)

わかりました。

(森田委員)

確認ですけれども、今日の案件についてこの施行前の基準は、どのように扱えばよろしいですか。

(事務局)

施行前、従前の基準です。

(森田委員)

今日は、参考としてみればいいのですか、これに照らして審議すればいいのですか。

(事務局)

附則のところの説明しましたが、この基準の施行前に事前協議が終わったものについては従前の例によることにしております。

従前というのは、今まで基準にはこの詳細が書かれていないものになります。

(森田委員)

ということは、これが準用されるということ。

(事務局)

実際にはこれと同じ内容ということでございます。

(議長)

整理をしておきたいのですが、これは知事が許可をする時の審査基準ですから、これにかかってくればここには出てこない。しかし、ここに出てきた案件について当審議会が審議するとき、必ずしもこれによらなければならないということではないですよ。こういう観点で行政があげてきたということで我々が審議をするし、また、ここに書いてない観点が問題があれば指摘をするということも法律的には可能だという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(議長)

それでは、そういうことを踏まえまして、今後の本審議会の審議におきましてもこの基準に留意して参りたいと思います。よろしくお願いたします。

第3号議案「長野原都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

それでは、第3号議案「長野原都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは引き続きまして、第3号議案「長野原都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されておりますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り建築ができることになっております。

本案件は、この規定に基づき許可申請がなされたものでございます。

参考として配られた中にも3ページ目にただし書の許可について許可の関係と3号議案、4号議案、5号議案がなぜ附議が必要か簡単にまとめられています。特定行政庁とはどういうものか、建築基準法と分かれておりますので。

なお、本日は次第にありますように、3号議案から5号議案まで3つの産業廃棄物の物件をお計りするものですが、3号議案、4号議案につきましては特定行政庁が群馬県の所管区域内の物件のため群馬県知事からの付議物件になっております。

また、5号議案につきましては、特定行政庁が高崎市となっておりますので、高崎市長からの付議となっております。

それでは、3号議案の概要を説明させていただきます。

議案書5ページをご覧ください。付議書でございます。群馬県知事からの付議でございます。

6ページをご覧ください。敷地位置に係る施設概要でございます

【名称】長野原都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし

【申請者住所氏名】吾妻郡嬭恋村大字芦生田205

重田商事株式会社 代表取締役 菅原健司

【所在地】吾妻郡長野原町大字応桑字小宿590-1, 599-4ほか

【敷地面積】2,765.48㎡

【主な施設】産業廃棄物処理施設

【処理能力】記載のとおりでございますが、汚泥、廃油、廃プラスチック及びその他の産業廃棄物の焼却処理施設であります。その他の中には、木くず、紙くず、繊維くず、動

植物性残渣、廃酸、廃アルカリ、そして感染性産業廃棄物が含まれております。

建物につきましては、5棟ございますが、全て新築となっております。

全棟の延べ面積の合計は、1, 258. 67㎡でございます。

申請者の重田商事株式会社につきましては、昭和59年から建築物の解体業と一般廃棄物及び産業廃棄物の処分業及び収集運搬業を主な事業として、群馬県及び長野県の処分業の許可を受けて業務を行っております。

現在、自ら解体した建築物から発生する廃棄物を焼却処理する施設が近隣に存在しないため、遠距離を運搬し、焼却処理場に処理を依頼しております。

そのような状況から、今般、焼却処理施設を計画し、周辺地域の需要を取り込みながら運営することを予定しております。

それでは、図面の御説明をさせていただきます。

スクリーン又は図-9をご覧ください。

長野原町の都市計画図により、申請地の位置を示しております。

申請地は、長野原町役場から約6. 6kmの距離の、嬭恋村との境界近くに位置しております。

県道嬭恋・応桑線から100mほど入ったところでございます。

次に、スクリーン又は図-10をご覧ください。

赤色で示しましたのが、今回の計画予定地でございます。

南側のピンク色の部分は、従業員駐車場となっております。

北側の紫色の施設については、すでに営業している産業廃棄物の処理施設でございます。

がれきの破碎施設を同じ重田商事がやっております。道はここまでで行き止まりになっています。交通量は多くないということになります。

計画予定地南東側の青色の施設については、地区の小宿排水処理場でございます。集落排水処理施設となっております。

また、計画予定地から南東側に約250m離れたところの水色の建築物は、この小宿地区の地区集会場でございます。

申請地の西側につきましては、河川を隔てて森林が広がっている状況です。

最も近い住宅については、黄色で示してありますが、申請地から南に320m程度離れて1件ございます。

次にスクリーン又は図-11をご覧ください。

こちらは建築物の配置関係を示したものでございます。

黄色で塗られたものが申請建築物を示しております。

真ん中にあるのが処理施設で、工作物である焼却施設で行います。

建築物の5棟については、全て新築となっております。

敷地周囲は、高さ3mの鉄板で囲われ、出入り口は3カ所設ける予定となっております。

次にスクリーン又は図-12をご覧ください。

こちらは、廃棄物処理の流れを表したものとなっております。

廃棄物ヤードに入れられたものを集めましてコンベアで焼却施設へ投入いたします。

医療系廃棄物につきましては、地下1階のこの部分へコンベアで直接焼却施設へ投入されます。

廃油関係については、燃やしているところに専用タンクにストックしたものを、ノズルで焼却炉に噴霧して投入されます。

また、この施設にはドラム缶を焼却するドラム缶炉が設けられており、ドラム缶内に付着している廃油を焼却することによって鉄として処理ができます。

焼却炉から排出される、焼却灰は、灰コンテナに入ります。

また、排出ガスについては、バグフィルタで精密集塵され、煙突から排出されます。

次にスクリーン又は図-13をご覧ください。

こちらは手続関係の状況を示したものでございます。

左上の囲みでございます廃棄物処理施設に係る事前協議でして、事前協議書の提出は平成17年9月でしたが、途中計画の変更等もあったため、事前協議の終了は本年度の5月18日となっております。

今回の計画は焼却処理施設であることから、事前協議の手続省略はございませんので、全ての手続きを実施しております。

住民説明会につきましては、建設地である長野原町応桑の小宿地区及び隣接する孺恋村芦生田地区にて実施済みであり、建設地の応桑地区と長野原町との生活環境保全に係る三者協定についても、既に締結済みとなっております。

今日の審査は、ピンク色の四角の部分になっておりますのが、建築基準法第51条の許可手続でございます。

本51条の許可後、建築確認申請を行う予定となっております。

補足説明でございますが、お手元の資料では配布してございませんので、スクリーンをご覧くださいと思います。

簡単な概略の断面になっております。医療系とかありますが、焼却炉に入れて、それが燃えてこう入って煙突から出るということでございます。

行程を表にしたものでございます。

色々な廃棄物があつて、それをコンベアにて集めて処理して最終的には煙突から出る行程です。

これが具体的にどんな方法かということで、医療系廃棄物は一切手が触れないようにプラスチックの容器等に入ってきますので、そのまま投入して燃やすと。ほかはドラム缶だとか建設廃材、動物性残渣などを燃やして、最終的にはドラム缶はこんな感じでございませぬ。

これが立面図で西の方から見たものでございますが、これが建物でございまして、地下が一部ございます。ここが工作物で、これが煙突でございませぬ。45mです。環境の関係から45mの高さが必要だということでございませぬ。

以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

本案にかかる御意見、御質問等をお願い致します。

(森田委員)

図面を見ますと長野原からの距離が出ていますが、位置的には国道から嬭恋村を抜けて入って来た方が早いのではないかと思うのですけれども、搬出入路の基準、妥当性ということで、嬭恋村に抜けると集落があってそれから出ると思いますが、この搬出入路の妥当性についてどう判断されたのか。

この嬭恋村側は別荘地が広がっているかと思いますが、煙突が40メートルだと景観の面からどのようにお考えか教えてください。

(事務局)

搬出入の車の通行についてですが、国道146号線から県道嬭恋・応桑線に入るという形をとっていますけれども、嬭恋村方面から小宿橋の手前を右折して計画地に入るかたちです。県道の通行には支障がないと考えています。そこからは今回の施設とその奥のがれきの破碎施設についての出入りだけです。搬入が1日10台前後、搬出が1日1、2台ということで支障なしと考えています。

(森田委員)

一般の車両が入るわけではないので、どちらから入るかこの会社がコントロールできると思うのですが、それはどちらから入ろうということですか。図10を見ると両側にオレンジの矢印があって両方から入る予定なのかと思うのですが。

(事務局)

基本的には、重田商事さんは嬭恋村の会社ですので、嬭恋村からの搬入が主になると思います。

(森田委員)

それは確認済みですか。

(事務局)

はい。

(森田委員)

一番は小さな集落の通学路に係ると思うので、安全には配慮していただきたいと思いません。

(事務局)

景観については、煙突の高さから、景観条例の届出が必要となっておりますので、都市計画課の景観サイドから審査となります。

(議長)

ほかには如何でしょうか。特にないようでございます。

本案について、都市計画上の支障なしとすることで御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第4号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

次に、第4号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

続きまして、「第4号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書7ページをご覧ください。

付議書の写しでございます。

群馬県知事からの付議となっております。

続いて8ページをご覧ください。施設の概要となっております。

【名 称】館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設
用途地域指定なし

【申請者住所氏名】群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地
ウム・ヴェルト株式会社 代表取締役 小柳明雄

【所在地】邑楽郡板倉町大字下五箇字宇奈根1864-8ほか

【敷地面積】1,079.21㎡

【主な施設】産業廃棄物処理施設

【処理能力】廃プラスチック類の破砕で、1日当たり6.65t

建物については、延べ面積で、申請部分合計で653.55㎡となっております。

本施設は、処理能力が1日あたり5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設であり、建築基準法第51条で規定する「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

申請者のウム・ヴェルト株式会社は、平成4年に設立された株式会社ウエストリバー北関東という会社です。本議案の申請地の一部で、ビン、缶のリサイクル事業を行ってまいりました。その後、平成10年にウム・ヴェルト株式会社へ事業を継承し現在に至っております。

今般、申請者が新たに廃プラスチック類の破砕施設を設置しようとするのは、今まで扱ってましたビン・缶・ペットボトルのうち、特にペットボトルの需要の拡大から、今は破

砕等の処理を行わず運搬していますが、破碎することによって運搬コストも減るし、売却価格を上回るということで取扱量が増えますから、ペットボトルの破碎処理を設置し、破碎処理をおこなうことで経営上の改善を図りたいということから申請になりました。

スクリーン又は図－14をご覧ください。

申請地は、館林都市計画区域内にあり、板倉ニュータウンにある東武の駅から、南西へ約3.1キロメートル離れた市街化調整区域に位置しております。埼玉県との県境。あとは下に利根川が流れているといった環境でございます。

次にスクリーン又は図－15をご覧ください。

赤色で示した部分が、今回の申請地でございます。

道路を挟んで、水色で示した部分が、従業員の駐車場。ダイダイ色で示した矢印は、搬運搬の経路で、双方通行の町道となっております。これが県道です。黄色が住宅で紫色が会社となっております。

申請地から最も近い住宅は、関係者の住宅でございます。次に近い住宅は道を挟んだこの住宅となっております。

次にスクリーン又は図－16をご覧ください。

こちらは、敷地の建物の配置状況を示したものでございます。

黄色で塗られたものが本申請敷地内の建物であります。

既存の大きい工場については、ビンと缶の分別をしている工場でございます。既にございます。倉庫、事務所等を今回増築でございます。

次にスクリーン又は図－17をご覧ください。

こちらは、先ほどの配置図を平面図的に表したもので、県道を通って車が入って来た場合、ここで中身の選別をおこないまして、ペットボトルだけこちらに送りまして、ここで破碎をおこないます。選別後は、すべて倉庫に移して車で搬出することになっています。

次にスクリーン又は図－18をご覧ください。

こちらは手続関係の状況を示したものです。

事前協議につきましては、去る9月2日に終了しております。同協議につきましては、周辺地域への生活環境への影響の程度が低いこと、廃プラスチック類の再資源化を目的とする破碎施設であることなどから、殆どの手続について省略されております。

図面の説明は、以上でございます。

お手物にない資料でございますが、スクリーンを御覧下さい。

具体的にどんな処理をするかということで、ここまで搬入されたものの袋を破いてベルトコンベアに並べておのおののところに行く。ペットボトルだけは、こちらに出して破碎機へ投入され、破碎後は小さい袋に入れて搬出されることとなります。

次にスクリーンの写真を御覧下さい。

これが搬入時の袋に詰められた状態のもので、袋を破いて分別する。

ペットボトルを破碎したものを保存袋に詰めて搬出するということでございます。

次にスクリーンの図面が、今ある既存工場棟でございます。

次の図面が増築予定の倉庫棟でございます。新しく造るものでございます。

次の図面が事務所棟です。プレハブを持ってきて置くだけという予定でございます。

なお、手続き省略がされているということで近隣の同意のことになりますが、申請地周辺300m付近の近隣住民へは、申請者が直接訪問して説明し、不在の方については計画説明文書を郵送し、本件計画について周知しておりまして、ご意見もいただいて対応しているということでございます。

最後に、板倉町長に本施設の都市計画上の支障の有無について照会したところ、支障なしとの回答を得ております。

以上のことから、本計画施設に起因し、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは本案にかかる御意見、御質問等をお願い致します。

(狩野委員)

近隣住民の方の意見ではどういったことが指摘されていますか。

(事務局)

申請者の方が説明に個別訪問されまして、不在の方には郵送で計画概要を文書で送っております。戸別訪問された中の1軒の方から、今やっている事業について音がうるさいことがあったとか、あるいは臭いがした事があったということで、配慮願いたいというご意見がありました。

(狩野委員)

こういった施設は必要不可欠ですから、是非、住民の声に配慮しながら計画を進めるようにお願いしたいと思います。

(事務局)

説明に漏れがありました。粉碎処理の施設については、周りを全部囲って音が出ないようにやることになっております。

(遠藤委員)

臭いは大丈夫なんですか。かなりの臭いがこういった施設はあるって聞いたのですが、それに対しての措置というのはないのですか。

(事務局)

今はペットボトル、ビン、缶を分別して運び出すという事業をやっておりまして、その

中で飲み残し、あるいは清掃の関係で入っていた物が若干床にこぼれることで臭いがするというごさいます。今回の計画に際してその辺の配慮について申請者にお伺いしたところ、まず清掃をよくやる、飲み残しについては貯水槽に溜めて搬出する。それから、できるかぎりシャッターを降ろして作業するというごを確認してごさいます。

(議長)

それでは本案について、都市計画上の支障なしとすることに、御異議ごさいませんか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第5号議案「高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

次に、第5号議案「高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。

(佐藤)

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書9ページをご覧下さい。付議書の写しでごさいます。高崎市長からの付議となっております。

つづきまして10ページが施設概要となっております。

【名称】高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし(市街化調整区域)

【申請者住所氏名】高崎市稲荷台町376-2

有限会社 高義産業 代表取締役 高橋克義

【所在地】高崎市稲荷台町字堀西368ほか

【敷地面積】1,877.55㎡

【主な施設】産業廃棄物処理施設

【処理能力】がれき類の破砕 1760t/日

建築物の延べ面積の合計 85.68㎡

本施設は、1日あたりの処理能力が5tを超えるがれき類の破砕施設ということで、最初は焼却、2回目はペットボトルの破砕、今度のはがれき類です。処理能力が5tを超えると許可対象になるので1760tは多いと思われまが、機械の能力で決まってしまうので、実際はこれほど作業をしないということになります。

なお、施設の概要につきましては、許可権者であります高崎市建築指導課からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(高崎市)

高崎市建築指導課の飯嶋と申します。第5号議案についての補助説明をさせていただきます。

申請者の有限会社高義産業は、昭和46年6月に創業、昭和54年10月に法人化されました。土木工事、建築物解体工事、産業廃棄物の収集運搬業等を行っています。

平成10年9月に、移動式のがれき類の破碎施設として産業廃棄物処分業の許可を受け、土木工事や建築物の解体工事の現場においてコンクリートがら及びアスファルトコンクリートがらの破碎を行っております。

申請者は、現在、解体工事現場に破碎機を持ち込み処理をしておりますが、工事業者から、現場での破碎を行うだけでなく、申請地にごれき類を持ち込むことでも対応いただきたいとの要望が多数ありました。

今般、工事現場で使用している破碎機を申請地に固定して使用することを計画いたしました。

なお、今回の計画は破碎機を申請地に固定して使用するだけですので、建築工事はありません。

スクリーン又は図-19をご覧ください。

申請地の位置を示しております。

申請地は、高崎市都市計画区域内の旧群馬町の地域にあり、関越自動車道前橋インターから北北西へ約1.2キロ離れた地点にあります。用途地域の指定はなく、市街化調整区域の指定がされております。

なお、市街化調整区域ではございますが、高崎市都市計画マスタープランでは、申請地は周辺地域の都市化にあわせ利用の検討を図る地域という位置づけがされており、具体的には西毛広域幹線道路の整備が進む将来には高崎市及び群馬県における工業系の土地利用の需要に応える地区とされております。

スクリーン又は図-20をご覧ください。

赤色で示したのが、今回の申請地でございます。

現在、申請地は申請者の事務所、破碎機や廃棄物収集運搬車の保管場所として利用されております。

敷地の周囲は、北側が雑種地、西側は道路を挟んで田、畑が。南側は住宅が2軒接しています。1軒は空屋、もう1軒は申請者の代表取締役の自宅となっております。東側は道路を挟んでプラスチック工場や住宅があり、この住宅が申請から最も近い住宅となります。

申請地からの距離は約10mです。ただし、破碎機の設置場所からは約30mの距離がございます。

申請地の東及び北に集落が存在しますが、本施設については、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定により、地元住民を対象に説明会を実施し本事業計画の説明をしております。

なお、合意書取得後に新たに近隣住民になった者については、今回の申請にあたり、申

請者が個別に計画概要等を説明しております。

スクリーン又は図－21をご覧ください。

こちらは、申請敷地の状況を示したものでございます。

図面の左が北になっております。赤線で示したのが敷地境界線でございます。

黄色で塗られた建物が申請建物でございます。既存建物でございますが、申請者の事務所として利用されております。破砕機設置後も産業廃棄物処理施設を管理する事務所として利用されます。

敷地東側は水路があり、その先に幅員5.5mの高崎市道群馬3119号線があります。

青い線で示したのが防塵ネットを示します。

施設から発生する粉塵等を防止するため、隣地境界付近に高さ3mの鉄板囲い又はコンクリート擁壁を設置し、その上を高さ5mの防塵ネットで囲います。

スクリーン又は図－22をご覧ください。

こちらは廃棄物の搬入から搬出までの廃棄物の流れを矢印で示したものでございます。

緑色で示したのが、今回設置する破砕機でございます。先程もご説明いたしました。申請者が既に解体現場で使用している破砕機2台をこの場所に設置いたします。

まず、廃棄物は青三角から搬入され選別、荷受を行います。この際、目視により、危険物やがれき類以外の廃棄物が含まれていないかを検査いたします。

その後、③の処理前保管場所に保管した後に2台の破砕機で破砕します。

破砕は、粉塵を防止するため散水しながら行います。また、敷地境界付近に設けられた粉塵防止のための防塵ネットは2重になっており、破損状況を確認し概ね1年から1年半程度で交換をいたします。また、強風時は作業を中止するなど、周辺環境への配慮を行います。

40mm以下の粒状になったがれきは⑤の処理後保管場所に保管され、その後、主に土木専用のリサイクル骨材として売却されます。

破砕機は1台につき、1日あたりの処理能力が880tでございますので、合計いたしますと本施設の処理能力は1日あたり1760tでございます。

処理能力自体はかなりの量でございますが、廃棄物の受入は1日あたり最大で44tを想定しています。また、本施設の廃棄物の保管量についても、約294tでございますので、処理能力となる1760tフルに稼働するということはありません。

スクリーン又は図－23をご覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。

廃掃法に基づく事前協議は17年10月20日に終了し個別法の手続に入っています。

廃掃法に基づく設置許可、処分業の変更許可を既に得ており、今後、建築基準法第51条の許可、都市計画法43条の許可の後に施設の運営を開始する予定です。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引き続きスクリーンをご覧ください。

こちらが、産業廃棄物の処理状況の工程をフローで示したものでございます。

破砕されたがれきは、土木工事中再生骨材として高崎市内の土木工事業者に売却する計画です。鉄筋についても鉄くずとして売却する計画でございます。

スクリーンをご覧ください。

こちらは、廃棄物処理前、処理後の写真でございます。左が処理前、右が処理後の写真です。搬入されたがれきは、破砕機により破砕され40mm以下の骨材になります。

現在の施設内外の写真でございます。

左上が申請地を西側から撮影した写真です。先程、ご説明した防塵ネットは既に設置がされています。

右上が既存の事務所の写真です。施設稼働後は本産業廃棄物処理施設を管理するための事務所として利用いたします

右下が破砕機の写真です。キャタピラーがついておりますが、現在は、解体工事現場に持ち込み移動式の破砕機として使用されています。

以上のことを踏まえますと、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられます。加えて、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響も少ないので、本審議会に付議したものでございます。

以上で、補助説明を終わらせていただきます。

(事務局)

以上で、第5号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

本案にかかる御意見、御質問等をお願い致します。

(原田委員)

参考のためにお聞きしたいのですが、新しい基準を適用するとどうなるのですか。

(高崎市)

高崎市は、群馬県が4月1日から施行する建築基準法第51条の許可基準を基本といたしまして、私共も同条の許可基準を作成していく予定でございます。

本計画は、概ねその基準に合致していると考えておりますので、よろしく願いいたします。

(森田委員)

移動式の破砕機を固定するということですが、固定しなくてもよいと思うのですが、何かメリットというか、固定しないで置いておけばいいと思うのですが、私の解釈が間違ってますか。

処理能力の関係で、1日あたり(受け入れ)40tという数字を聞いたと思うのですが、それに対して2台とてつもなく大きいと思うのですが、1基で済むと思うのですが、2基固定する理由を教えてください。

(高崎市)

固定式ということですが、キャタピラーがついてトレーラーに載せて比較的大規模な現場に持ち込んで破碎している状況です。許可を取ってもそれも続けて解体するということでございます。ただ、それですと大きい現場だけにしか対応できませんので、こちらに持ち込めば、普通の木造住宅であっても基礎等の小規模のコンクリートがらでもこちらに持ち込んで頂ければ対応できると。理由としましては、こういった施設が高崎市市内では10カ所ほどありますが、旧群馬町地区では施設が無いこともありまして、解体工事業者さんの要望もあり、本計画に至ったということになります。

(森田委員)

ここに持ち込んで事業を行うためにこの許可が必要だということですか。

(高崎市)

はい。そうゆうことになります。

能力的には想定が44t程度、保管量についても1700tも保管できない状況ですのでかなり過大ではありますけれども、どちらの機械も使える形で、2台同時に使うことはあまりないと思うのですが、どちらの機械が出ていても対応できるということで、許可をいただきたいと思います。

(森田委員)

わかりました。

防塵ネットを張るということで、3mの高さということですが、つまり、3mくらいまで砂やごみなどもあがるんですかね。このもう少し南に群馬高専という学校がありまして、その前の水路が校地内のため池につながっています。そのため池に砂が入って土が入って泥が入って非常に困っていて、それを助長するようなことがあったら非常に困るのですけれども。

(高崎市)

図-21、22をご覧いただきたいのですが、図面の真ん中出入口の左下に散水施設がありまして沈殿槽と書かれています。破碎した時に飛散防止のために適宜、水をまきながら作業を行うわけですが、こちらに一度溜めて上水を水路に出すように考えてございます。

(狩野委員)

その辺は、高崎、前橋は連携して行政にあたっているんで、その水路の整備も協調して取り組んでもらえればいいのでは。万が一そのことが原因で高専の池に泥が堆積するようなことがあれば問題ですが、高義産業だけのせいだけではないと思うので、その辺様子をみていただければと思います。

(田中委員)

参考までにお聞きしたいのですが、3号4号の方は事前協議終了が割と間近だったのですが、この5号議案は事前協議終了日時がけっこう前になっているのですが、図20にあ

ります黄色の住宅のうち何割程度、当時説明ができているかお聞きしたい。

(高崎市)

図－２０をご覧くださいなのですが。ここで真ん中に赤で塗られた申請地がございまして、平成１７年に事前協議が終了して５年程度経過しておりまして、増えた住宅は、申請地から北に行った所に４～５件の黄色のもの、こちらが５年の間に建っている。さらに、申請地の南西に２件ほど搬出入路と書かれた出るという文字のあたりの２軒が５年の間に建った住宅です。こちらについては事前協議に説明したから良いということではなく、新しく増えた住宅、住民になった方には、申請者である代表取締役が直接各住宅に訪問して事業概要の報告をしています。

(議長)

特にクレームとは無いということですか。

(高崎市)

特に無かったと報告を受けています。

(議長)

それでは、本案について、都市計画上の支障なしとすることに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了致しました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(議長)

それでは、最後に「５その他」であります、事務局から何かありますか。

(議長)

ないようでございます。

熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、次回、第１５５回審議会については、通例でありますと１２月下旬、１２月の定例県議会閉会後の開催となるようです。事務局と会場も含め候補日を検討したのですが、１２月２１日午後１時３０分という案が出ています。ご都合の方は如何でしょうか。

時間は１時３０分ということでございます。

では、次回審議会は12月21日1時30分を予定することとさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会と致します。どうもありがとうございました。

(閉会14:50)

(議事録署名人)
